

しまねっ子すくすくプラン（案）の概要について

〔 島根県次世代育成支援行動計画（案）、島根県子ども・子育て支援事業支援計画（案）、島根県ひとり親家庭等自立支援計画（案）の概要 〕

1 計画策定の趣旨（背景・目的）

- 子ども・子育て支援新制度の実施（平成 27 年 4 月から）
 - ・質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の充実等、社会全体で子育てを支援するための取り組みを推進
- 次世代育成支援対策推進法の延長（平成 27 年度から 10 年間）
 - ・引き続き次世代育成を迅速かつ重点的に推進
- 社会的養護体制等の充実
 - ・障がいのある子ども、ひとり親家庭の子ども等、困難を抱える子どもを含めた全ての子どもの健やかな成長の実現
- 「まち・ひと・しごと創生法」の成立（平成 26 年 11 月）
 - ・地域における急速な人口減少と、東京圏への人口集中の是正
 - ・出生率の向上に向けた少子化対策の充実と子育て支援の充実



- 新たな指針となる計画の策定
 - ・県を挙げて計画的・総合的に少子化対策、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策を推進

2 計画の性格

- 「次世代育成支援対策推進法」第 9 条第 1 項に基づく計画 【現計画を継承】
- 「子ども・子育て支援法」第 62 条第 1 項に基づく計画 【新規計画】
- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第 12 条第 1 項に基づく計画 【現計画を継承】

3 計画の期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

4 計画の基本的な考え方

(1) 目指す社会像

- ・「子どもの最善の利益」が実現される社会
- ・「子育てするなら島根」と感じられる社会

(2) 施策の展開に当たっての視点

ア 乳幼児期から発達段階に応じた支援

- ・発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援を行い、島根の未来を担う全ての子どもの健やかな育ちを保障
- ・虐待を受けた子ども、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子どもなど、様々な困難を抱える子どもたちに対する、一人ひとりのニーズに応じた支援を推進

イ ライフステージに応じた切れ目のない支援

- ・出生数の減少の大きな原因の一つである未婚・晩婚化対策を重要視し、「結婚対策の充実」を施策の柱に追加
- ・妊娠・出産期から子育てまで、切れ目のない総合的な支援を推進

ウ 島根の特色を活かしたきめ細やかな支援

- ・「豊かな自然や文化」、「地域に残るつながり」、「3世代同居率の高さ」など、子育て環境に資する島根ならではの良さを活かしながら、地域の実情やニーズに応じた「島根らしいきめ細やかな支援」を推進

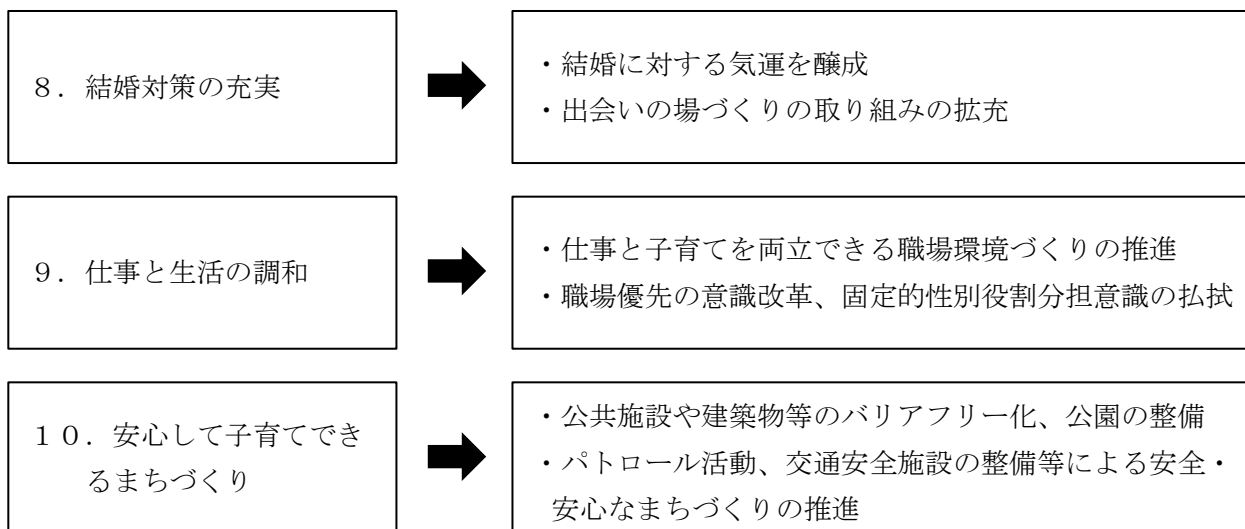
(3) 施策体系

「計画の施策体系図」参照

5 具体的な取り組み

4つの基本理念と10の基本施策に基づき、計画的・総合的に少子化対策、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策を推進





6 教育・保育等の提供体制の確保及び人材の確保・養成

(※子ども・子育て支援法により県計画に盛り込むことが必須とされている事項)

- 各年度における教育・保育等の量の見込み、提供体制の確保、実施時期
 - ・市町村毎に、量の見込みに対する確保方策を設定
 - (注) 市町村子ども・子育て会議において審議中のため、現時点では数値を仮置き
- 認定こども園への移行
 - ・認定こども園へ移行を希望するすべての施設が移行できるよう、計画に定める需要量に一定の数を加算(※移行希望数を毎年度把握し、計画を修正)
- 保育教諭・幼稚園教諭・保育士の確保、資質の向上に必要な支援
 - ・新卒者の県内への就業促進、潜在保育士の再就職支援、離職防止のための研修等を実施
 - ・資質の向上や専門性を高めるため、経験年数、テーマ別研修を計画的に実施
- 地域子ども子育て支援事業に従事する者の確保、資質の向上に必要な支援
 - ・放課後児童支援員や子育て支援員等の養成研修や資質の向上に必要なテーマ別研修を実施

7 計画の推進

(1) 計画の推進体制

- ・国や市町村をはじめ、家庭、就学前の子どもを受け入れる幼稚園・保育所等、学校、地域、企業等と連携・協働し、施策の着実な推進を図る。

(2) 計画の点検・評価、見直し

- ・子育て中の保護者、教育・保育の関係機関・団体等で構成される島根県子ども・子育て支援推進会議において、計画の評価・点検を実施
- ・社会情勢の変化や計画の達成状況等を踏まえ、弾力的に計画の見直しを実施

○計画の施策体系図

